

TOPIC

## 4月1日から次のように変わります!!

### 保険内容を分かりやすく - 保険販売・勧誘ルールを改正 -

保険商品の多様化・複雑化により、商品内容がお客様には分かりにくくなっています。このために金融庁は、保険契約の販売・勧誘にあたって「契約概要」「注意喚起情報」を定め、お客様へ説明すべき重要事項を次のように明確化することを保険会社に義務付けます。いずれも、お客様にとって大切な情報です。十分ご理解のうえ、ご契約下さい。

項目	契約概要	注意喚起情報
説明すべき重要事項	消費者が保険商品の内容を理解するために必要な情報	保険会社が消費者に対して、注意喚起すべき情報
枠組み	商品の仕組み・保険期間・担保内容・引受条件・主な特約・保険料など	クーリングオフ・告知義務・責任開始時・主な免責・契約の失効など
記載方法	一般的消費者が理解しようとする意欲を失わない程度、A3両面程度	
実施時期	平成18年4月1日より適用する。各保険会社等においてこの日までに対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき平成18年9月30日まで、その実施の猶予が認められることになっている。	

### 自賠責保険料が一部値上げ

平成18年4月1日から自賠責保険料が、一部車種で値上げされました。今回の改訂は、これまで保険料等充当金として交付されてきた自賠責特別会計の累積運用益が、平成17年から段階的に減額されて

いることによるものです。  
 (例) 自家用乗用自動車の場合の保険料(2年契約の場合)  
**現行** 29,780円 → **改定** 30,680円(900円アップ)

### ミニ保険会社を創設

特定の者を対象とするいわゆる無認可共済については従来、法規制がありませんでしたが、4月以降「保険事業」と位置づけ、原則として保険業法が適用されることになりました。このため、保険事業に新たな枠組みとして「少額短期保険業者」制度を創設、既存の無認可共済に対して、保険会社かミニ保険会社(少額短期保険事業者)への移行を義務付けています。ミニ保険会社の参入条件、取扱商品は次のとおりです。

項目	ミニ保険会社(少額短期保険業者)	保険会社	
参入条件	登録制	免許制	
	最低資本金	1,000万円以上(一定の供託)	10億円
	年間保険料収入	50億円以下	なし
	契約者	1000人超	なし
取扱商品	保険期間	損保 2年 生保・医療保険 1年	無限定(高額、長期、運用型も可)
	保険金額上限	損害 1000万円 死亡 600万円 入院 80万円	

# 安心のため 十分な保険を

前回は、自動車事故を起こした場合、どのような措置をとるべきか、また事故を起こした場合の責任についてご説明しました。今回は、自動車事故で、相手の車を破損したり、相手にけがをさせた場合の損害賠償についてご説明します。事故の賠償金は思いのほか高額になることがあり、自賠責保険のみではまかなえるとは限りません。万一の場合の「備え」として、自動車保険(特に対人賠償保険・対物賠償保険)に必ず加入しておきましょう。



## 1 自動車事故による損害賠償

自動車事故によって発生する損害として、相手のけがなどの「人身損害」、自動車の破損などの「物的損害」があります。事故の発生につき、過失が認められる場合には、これらの損害を金銭で賠償する責任を負うことになります。

### 人身損害

相手がけがをした場合には、治療費、通院費の他に、休業損害(けがのため仕事を休み、収入が減少したことによる損害)、慰謝料(精神的苦痛による損害)も損害として発生します。

また、相手に後遺症が残ってしまった場合には、逸失利益(労働能力の喪失・低下による将来の収入の損失)、後遺症による慰謝料が損害として発生します。

さらに、不幸にして相手が死亡した場合には、葬儀費、死亡した本人の慰謝料、逸失利益、遺族の慰謝料が損害として発生します。

### 物的損害

自動車事故で、相手の自動車や自転車を破損した場合には、その修理費や代車費用が損害として発生します。

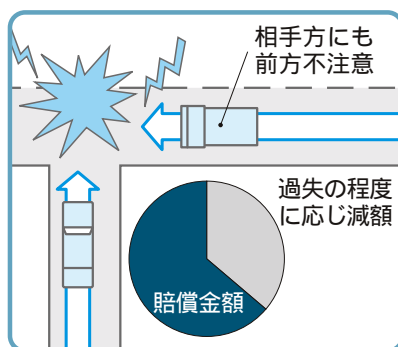
また、住宅の塀や電柱に衝突し、これらを破損した場合は、その修理費も賠償することとなります。

### 対人賠償保険・対物賠償保険

人身損害の賠償責任は自賠責保険・対人賠償保険で、物的損害の賠償責任は対物賠償保険でカバーされます。

事故によっては、多額の損害が発生し、賠償金が億単位になることもあります。対人賠償保険、対物賠償保険は、保険金額(ご契約金額)「無制限」での加入をおすすめします。

## 2 過失相殺



自動車事故の中には、相手方にも過失(前方不注意など)があるケースがあります。この場合、加害者側が全損害を賠償しなければならないとすると、不公平が生じます。そこで、相手方に過失があ

れば、その程度に応じ、賠償金の額が減額されることとなります。これを「過失相殺」といいます。

## 3 示談

自動車事故の損害賠償の多くは、当事者間の「示談」で最終的に解決されます。示談の際は、賠償金額などを明記し、当事者が署名・捺印した「示談書」を取り交わすのが一般的です。

示談は、賠償金額や過失の程度を巡って難航することもあります。対人賠償保険、対物賠償保険には、保険会社が相手方との示談交渉を代行するサービスが通常付されています(サービスの有無や内容については、保険会社・代理店に確認して下さい)。事故を起こしたら、警察への通報など必要な措置をとった上で、保険会社に連絡をとりましょう。また、事故現場で相手方に賠償金の支払を求められた場合などにも、保険会社に相談した上で対応するようにしましょう。



**高額化する損害額** 自動車保険事故による認定総損害額は高額化しています。00年以降の判決では人身事故が3.6億円(東京地裁)をはじめ3億円台が続いており、物損事故も6千万円(岡山地裁)の判決が出されました。(認定総損害額=弁護士費用も含む被害者の総損害)

## 火災保険の基礎知識（第1回）

# 「補償内容をよく理解して

住まいの保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。今回は火災保険の補償内容についてご説明します。

火災保険というと、「火災」による損害のみ補償されると思われている方が多いようです。しかし、火災保険には下記のような種類があり、火災のほかにも「落雷」、「破裂・爆発」など様々な災害や事故から建物や家財を守っています。

### 1. 火災保険で補償される災害の例

火災保険の種類や損害保険会社によっても異なりますが、一般的には下表のような災害が対象になります。下表4種類の火災保険のほか、補償範囲をさらに広げた各損害保険会社独自の火災保険もあります。

### 2. 火災保険で補償される費用の例

火災保険で補償される費用は、火災保険の種類や損害保険会社によっても異なりますが、一般的に下記のような費用が対象になります。各損害保険会社独自の火災保険には、これらの費用以外にも補償されるものがあります。

#### よくあるご質問

「もらい火」は弁償してもらえるか？

Q. 隣の家からの「もらい火」で自

宅が火災にあいました。隣の家に損害賠償請求はできますか？

A. 「失火の責任に関する法律（失火責任法）」では、失火した者（この場合隣の家）に重大な過失がない限り損害賠償請求はできないと定められています。自宅で火災を起こさないように気をつけていても、「もらい火」で思わぬ損害を受ける危険があります。万が一に備えて火災保険を契約しておくことが大切です。

「地震」で家を焼失した。保険は出るか？

Q. 地震による火災は、火災保険で補償されますか？

A. 地震、噴火、津波による火災（延焼・拡大した損害を含みます）

は、一般の火災保険では補償されません。これらの損害に備えるに

は、火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。

契約金額はどのように決めるか？

Q. 火災保険をつける際、建物や家財などの価値はどのように評価されるのですか？

A. 新築の建物や購入したての家財は新築価値あるいは購入価格がその建物や家財の価値になりますが、時間の経過とともに老朽化などによってその価値は下がっていきます。新築や購入にかかった金額から、使用による消耗分を差し引いた金額を「時価」といいます。火災保険の場合、一般的に、建物や家財はこの時価を基準に価値を評価し、保険金額（契約金額）を決めることとなります。

## 建物・家財など（火災保険で補償される火災）

	火災	落雷	破裂・爆発	風災・雪災・ひょう災	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	給排水設備に生じた事故	騒ぎようこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	盗難によって生じた盗取、き損または汚損	通貨または預貯金証書の盗難	持ち出し家財の損害	水災
住宅火災保険					×	×	×	×	×	×	×
住宅総合保険											
団地保険											×
店舗総合保険											

## 費用（火災保険で補償される費用の例）

	損害防止費用	災害時の臨時費用	残存物の取り片付け費用	失火見舞費用	災害時の傷害費用
住宅火災保険					
住宅総合保険					
団地保険					
店舗総合保険					

× 補償されない  
一定の制限付きで補償される



1日平均91.3件の火事 消防庁統計によると04年の建物火災発生件数は33,325件。1日当たり平均91.3件の火災が起こっており、焼損棟数は46,018棟にものぼっています。





# 「肥満は万病のもと」 規則正しい食生活が一番

日本人の食生活は、第二次世界大戦以降約50年の間に大きく変化し、高塩分、高炭水化物が減り、動物性たんぱく質や脂肪類の摂取が増えました。この変化で感染症や脳出血などは減りましたが、がん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、深刻な問題となっています。

厚生労働省は「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、健やかで心豊かな生活ができる社会づくりを提唱していますが、そのなかから毎日の心がけが大切な「食生活と健康」を紹介します。

## 体重管理に気をつけよう

疾病の中で特に栄養・食生活との関連が深いものは、高血圧、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、一部のガン（大腸ガン、乳ガン、胃ガン）、糖尿病、骨粗鬆症などです。これら疾病と関連ある栄養

素には脂肪、ナトリウム、カリウム、食物繊維、抗酸化ビタミン、カルシウムなどが知られています。しかし「過ぎたるは及ばざるが如し」摂取過剰は「肥満」の道をたどります。

同省の調査では、肥満は男性・女性共に増加し20年前に比べ1.5倍にもなり、4人に1人が「肥満」となっています。

肥満は各種疾病のリスクファクターであり、肥満予防が疾病発症の予防につながることから、肥満者の割合を15%以下に、女性は20%以下とすることを目標としています。

成人の1日の食生活で心掛ける指標は表の通りです。脂肪エネルギーは増加するにともない動脈硬化性疾患の発症率や乳ガン、大腸ガンによる死亡率が増加します。またカリウム、食物繊維なども循環器疾患には効果があるといわれ

ていますが、基本的にはエネルギー必要量・各種栄養素を満たした食事を毎日「キチン」と摂取することが一番です。

成人の栄養素（食物）1日あたりの平均摂取レベル  
（基準値 = 平成9年国民栄養調査）

体重コントロール
BMI 22を標準とする。（注）
食塩摂取量
基準値 13.5g 目標値 10g
野菜摂取量
規準値 292g 目標値 350g
カルシウム食品
（牛乳、乳製品、豆類、緑黄野菜類）
規準値：牛乳・乳製品 107g
目標値 130g
規準値：豆類 76g
目標値 100g
規準値：緑黄野菜類 98g
目標値 120g

（注）BMI（body mass index）体格指数：体重65、身長1.72mの体形の人を標準とし、そこから導かれる  $65 \div 1.72m \div 1.72m = 22$  を適正値としたもので、肥満判定の尺度として使われています。この値の人は死亡率・罹病率ともに最も低いというデータによるもので理想値とされています。



## 損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成18年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で5000名を突破しました。



契約者・消費者のために！

社団法人 日本損害保険代理業協会正会員

ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>